（介護時間）

第十六条の二　介護時間は、国会職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3　介護時間については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十七条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第五条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条及び附則第三条の規定　平成二十九年一月一日

二　第二条及び第五条の規定　平成二十九年四月一日

2　第一条の規定（国会職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）第七条の三第二項の改正規定、給与規程第七条の四第二項の改正規定及び給与規程附則第七項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与規程（次条において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第四条の規定（特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「特定任期付職員給与特例規程」という。）第三条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の特定任期付職員給与特例規程（次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与（国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定。以下この条において「平成二十六年改正規程」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員給与特例規程の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与（平成二十六年改正規程附則第七条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正前の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十七条の規定により介護休暇の承認を受けた国会職員であって、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第三条の規定による改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十六条第一項に規定する指定期間については、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二条第一項に規定する本属長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、初日から当該国会職員の申出に基づく第一号施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（両院議長協議決定への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年 11 月 24 日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９－142（平成28年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）（以下「規則」という。）第２条第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

二　規則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている給与の減額について定めること。

三　規則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四　規則第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成28年11月24日

人事院公示第19号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年 11 月 24 日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　第２項第５号中(1)を（１の２）とし、(１の２）の前に(1)として次のように加える。

(1)　第11条第３項ただし書の規定に基づき、職務の級を決定することを承認すること。

2　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月（六日ごと）四二〇円（本体三八〇円）　本号一部（配送料別）　四二〇円（本体三九〇円）